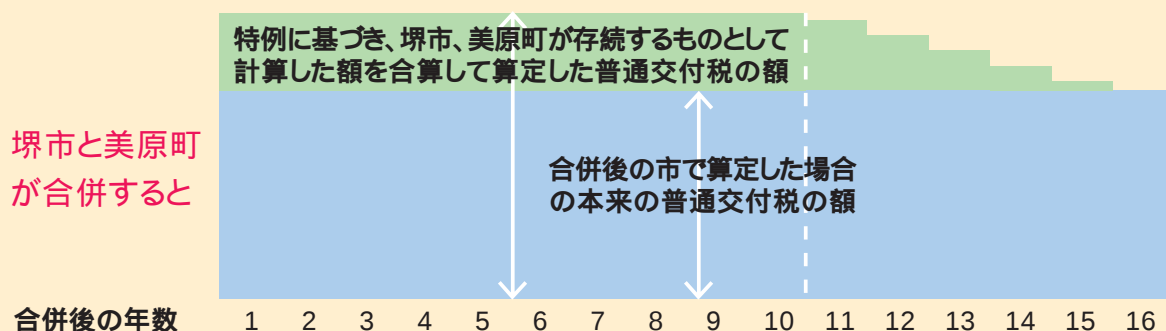


○ 普通交付税

・ 普通交付税算定の特例

合併すると、スケールメリットによりさまざまな経費が節約されますが、合併後直ちに節減できるものではありません。このため、合併が行われた年度とこれに続く10か年度は、合併しなかった場合と同様に算定した交付税が保障され、その後段階的に縮減されます。



・ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併直後の臨時的経費のうち、電算システムの統一や行政水準の格差是正などに要する経費に対して、合併後5か年度にわたって、普通交付税による財政措置がなされます。

堺市と美原町が合併すれば、総額30億円が措置される予定です。

○ 特別交付税

合併を機に行う施設間ネットワーク化、個性ある学校づくりなどの新たなまちづくり、公共料金格差調整などに対応するため、合併の行われた年度(または翌年度)から3か年にわたって、特別交付税が措置されます。

堺市と美原町が合併すれば、総額5.5億円が措置される予定です。

このほか、合併協議会運営経費などの合併準備経費、電算システムの統一などの新市移行のために必要な経費について、特別交付税措置があります。

○ 補助金

・ 合併準備補助金

法定合併協議会を構成する市町村に対し、合併準備に必要な経費として1市町村あたり500万円が補助されます。

・ 合併市町村補助金

市町村建設計画に位置付けられた事業に対し、合併関係市町村の人口に応じ、合併後3か年は補助が受けられます。

堺市と美原町が合併すれば、総額4.5億円(上限)が補助される予定です。

○ 政令指定都市の指定の弾力化

政令指定都市の弾力的な指定が検討されます。

堺市と美原町が合併すれば、政令指定都市への移行により、一層の住民福祉の向上と地域のさらなる発展が期待されます。